

豊丘村外国人雇用事業者支援事業補助金のご案内

外国人の方を雇用すると
1人あたり**20万円**補助が受けられます

村では、村内事業所の外国人材の受入れを支援し、外国人の雇用促進につなげるとともに、村内産業の活性化を図るため、外国人材を受け入れた事業者に対し、雇用に係る費用の一部を助成します。

交付対象者

以下の要件をすべて満たす村内事業者

- 新たに外国人を雇用し、かつ、3年以上継続して雇用する意思を有していること
- 村の村民税納税義務者であり、かつ、滞納がないこと
- 転勤、出向、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用であること

対象となる外国人労働者	補助金の額
<ul style="list-style-type: none">●在留資格の技能実習2号、3号●在留資格の特定技能1号、2号●在留資格の技術・人文知識・国際業務	<p>定額：20万円 (1人につき1回限り)</p> <p>※在留資格の技能実習2号または3号の在留資格を有する外国人が、特定技能1号へ移行した場合、新たに雇用した外国人として、補助金の対象とすることができます。</p>

申請書類

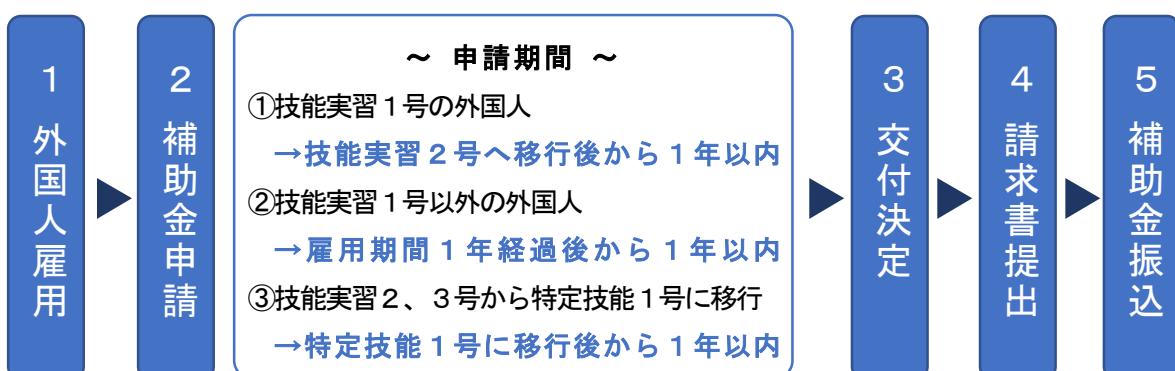
<交付申請>

- 外国人雇用事業者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 外国人労働者の在留カードの写し
- 外国人労働者の住民票の写し
- 雇用保険被保険者証の写し
- 外国人労働者と締結した雇用契約書の写し
- 外国人労働者の出勤状況が確認できる書類（出勤簿やタイムカードなど）

<交付請求>

- 外国人雇用事業者支援事業補助金請求書（様式第3号）

申請期間と受給までの流れ



申請受付・お問合せ先：豊丘村役場産業振興課商工林務係

電話：0265-35-9076／ファクシミリ：0265-35-9065